

# 全国小学校キャリア教育研究協議会 会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、全国小学校キャリア教育研究協議会と称する。

第2条 本会の事務局は、会長の定めるところにおく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は全国の小学校におけるキャリア教育について研究協議・連絡調整を行い、キャリア教育の推進と充実発展を図ることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 キャリア教育に関する研究並びに調査
- 2 全国研究大会、講演会などの開催
- 3 キャリア教育に関する情報交換
- 4 キャリア教育関係各種機関・団体との連携
- 5 地方研究団体並びに個人の研究活動についての奨励助成
- 6 研究資料の交換
- 7 その他、必要と認められる事業

## 第3章 会員及び組織

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する全国の小学校キャリア教育研究団体をもって組織する。また、小中一貫校や中学校のキャリア教育研究団体、都市単位、学校単位及び個人の加入を可能とする。なお、全国研究大会については、本会への加入に関わらず一般の研究団体や個人も参加することができる。

第6条 この会の目的を達成するために、次の地区研究協議会を組織する。

- 1 北日本（北海道・東北）地区小学校キャリア教育研究協議会
- 2 東日本（関東甲信・北陸・東海）地区小学校キャリア教育研究協議会
- 3 西日本（近畿・中国・四国）地区小学校キャリア教育研究協議会
- 4 南日本（九州・沖縄）地区小学校キャリア教育研究協議会

第7条 本会に次の役員をおく。

会長1名

副会長若干名

常任理事（事務局長・若干名）

理事（加入各都道府県及び政令指定都市研究会の役員）

会計監査2名

第8条 役員の選出は細則1に従い、次のとおり行う。

- 1 会長は、理事会で互選する。
- 2 副会長は、京都市・東京都・各地区研究協議会より選出する。
- 3 常任理事は、理事及び加入団体の役員及び会員の中から会長が選任する。
- 4 理事は加入各都道府県及び政令指定都市研究会の役員より選出する。
- 5 会計監査は理事会で選任する。

第9条 役員の任期は1ケ年とし、毎年4月に改選する。再任を可能とする。欠員が生じて補充された者の任期は、前任者の残存期間とする。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は本会の事業の企画・立案及びその他の重要事項を協議し、本会の運営に当る。
- 4 理事は本会の基本方針を審議決定する。
- 5 会計監査は会計を監査する。

第11条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推薦し委嘱する。顧問は、すべての会に出席して意見を述べることができる。

第12条 本会に相談役をおくことができる。相談役は会長が委嘱する。相談役は、会長及び常任理事会より運営についての諮問を受ける。

#### 第4章 運営

第13条 この会に事務局を設け、事務局長および局員若干名をおく。事務局長は常任理事の中から会長が委嘱する。

第14条 本会を運営するため、会長は次の会を招集する。

- 1 理事会は原則として年1回開催する。
- 2 理事会は、会長・副会長・常任理事・理事・会計監査をもって構成する。
- 3 常任理事会は必要に応じて開催する。
- 4 常任理事会は、会長・副会長・常任理事をもって構成する。
- 5 その他の会は必要に応じて開催する。

第15条 理事会は次の事項を行う。

- 1 会務の承認
- 2 予算、決算の承認
- 3 役員の選出および承認
- 4 その他、必要な事項の審議

第16条 常任理事会は次の事項を行う。

- 1 事業の企画・立案及びその他の重要事項の協議
- 2 会務の協議・運営
- 3 その他，必要な事項の協議

第17条 会長は必要に応じ，常任理事会に諮って特別委員会を設けることができる。

## 第5章 会計

第18条 加入団体及び個人会員より年間会費を徴収する。  
年額については，細則1に定める。

第19条 本会の経費は，会費及びその他の収入をもってあてる。会費は本会に加入する団体・個人の負担とし，年額は別に定める。

第20条 本会の会計に関する事務は，事務局で行う。

第21条 本会の予算及び決算は，理事会の議を経て加入団体・個人に報告する。

第22条 本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 細則

第23条 本会は必要に応じ理事会に諮って細則を設けることができる。

### 付則

- 1 会の運営に必要な細則は別に定める。
- 2 会則の変更は理事会の承認を得なければならない。  
この会則は，平成29年12月1日から実施する。

## 全国小学校キャリア教育研究協議会 細則 1

### 1 会長について

会長は、理事会で互選する。ただし、当分の間、京都市及び東京都の研究会の協議により選任する。選任は会務の円滑を図るため、前年度の理事会にて行う。

### 2 副会長について

副会長は、京都市及び東京都と各地区研究協議会より代表を1名ずつ選出する。  
※各地区は、北日本・東日本・西日本・南日本を原則とする

### 3 常任理事について

常任理事は、理事及び加入団体の役員及び会員の中から地域や本会の運営を考慮し、会長が選任する。事務局担当常任理事を、事務局長とする。

### 4 理事について

理事は、加入各都道府県及び政令指定都市研究会の役員より選出する。ただし、当分の間、京都市及び東京都のキャリア教育研究会役員が理事を兼ねる。

### 5 会計監査について

会計監査は理事会で選任する。ただし、当分の間は京都市小学校キャリア教育研究会の役員をその任に充てる。

### 6 事務局について

事務局は、事務局長以下、調査研究・庶務・会報・連携の4部を置き会長が各部長を選任する。事務局各部の役割は以下の項目とする。

#### <事務局>

#### (1) 調査研究部

- ・キャリア教育に関する研究並びに調査
- ・キャリア教育に関する情報交換
- ・研究資料の交換

#### (2) 総務部

- ・全国研究大会、講演会などの開催
- ・地方研究団体並びに個人の研究活動についての奨励助成
- ・その他、必要と認められる事業

#### (3) 会報部

- ・会報の作成
- ・会報の周知、配布

#### (4) 連携部

- ・キャリア教育関係各種機関・団体との連携
- ・校種間連携の推進

## 7 年会費について

年会費は、研究会、学校、個人の別で徴収する。平成29年度現在は、加入団体及び個人会員の年間会費は不要とする。

ただし、運営上必要となった場合に役員会で検討し、理事会で承認後、徴収を開始する。

## 全国小学校キャリア教育研究協議会 細則2（表彰規定）

- 1 本会は、本会の充実・発展に功績があったと認められる次の方々を理事会の議を経て、表彰する。
  - （1）各都道府県会長が勇退された場合
  - （2）本会役員を3年以上務められた先生が勇退された場合
  - （3）各都道府県会長より特別な推薦があり、理事会で認められた場合
  - （4）長年に渡り、キャリア教育の推進に貢献した場合（会長推薦枠）
- 2 表彰は、全国大会及び各地方大会で行う。
- 3 表彰に関する事務は、本会の会長がこれを行う。
- 4 本細則は平成29年12月1日から実施する。